

## 障害者差別相談事例の公表について

令和5年10月に施行した「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」（以下、「条例」という。）第16条による取り組みの一環として、事例の共有を通じて、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方等に係る共通認識の形成を図ることを目的に、令和7年3月より差別相談対応事例の公表を開始した。

### 参考

（差別解消法）第十六条第2項（R6.4.1施行）

地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

（差別解消条例）第十六条（R5.10.1施行）

市は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、事業者及び市民に対し、当該情報の提供を行うよう努めるものとする。

## 1 事例の公表方法

（1）市ホームページに年度毎に掲載

※現在、改正条例を施行した令和5年10月から令和6年3月までの期間の事例を公表中

【掲載ホームページ】

- ・「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/torikumi/torikumi/jore.html>

- ・「障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル」

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/shien/sodan/dial.html>



（2）本協議会にて条例に基づく取組み内容として報告

## 2 公表する差別相談事案の基準

（1）公表する事案

- ・各区・宮城総合支所障害高齢課及び障害企画課が相手方との調整を行った事案。  
※個人情報や相手方情報を削除した最小限の情報を公表。

（2）非公表とする事案

- ・相手方との調整を行っていない事案（相談者が相手方との調整を希望しなかった場合等）。
- ・相手方との調整を行った事案であっても、個人情報や相手方情報が特定される恐れがある等、公表することが適切ではない特別な理由がある事案。

### 3 公表する項目

|                                                  |   |                                                      |
|--------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------|
| 分野                                               | … | ①福祉サービス ②医療 ③商品・サービス ④教育 ⑤雇用<br>⑥建物・交通 ⑦不動産 ⑧情報・意思疎通 |
| 相談者                                              | … | ①本人 ②家族・親族 ③支援者 ④行政機関等 ⑤事業者 ⑥その他                     |
| 相手方                                              | … | ①行政機関等 ②事業者 ③その他                                     |
| 障害当事者                                            | … | 性別、障害種別                                              |
| 相談内容種別                                           | … | ①不当な差別的取扱い ②合理的配慮の不提供 ③その他                           |
| 相談内容(※)                                          | … | 相談者の申し立て内容を要約したもの                                    |
| 対応内容(※)                                          | … | 本市が対応した内容を要約したもの                                     |
| (※)個人情報や相手方情報などが特定されないことがないよう 100 字から 150 字程度で要約 |   |                                                      |

### 4 公表までの過程及び令和7年度スケジュール

- ・令和6年11月 令和6年度第1回差別相談調整委員会にて検討
  - ・令和7年1月 当事者団体等に公表項目等に関する意見照会の実施
  - ・令和7年3月 仙台市公式ホームページで公表（令和5年度分(※)）
  - ・令和7年6月 令和7年度第1回障害者施策推進協議会にて報告（令和5年度分（※））
  - ・令和7年11月頃 令和7年度第1回差別相談調整委員会にて相談事例を報告（令和6年度分）
  - ・令和7年11月以降 直近の障害者施策推進協議会にて相談事例を報告（令和6年度分）
- (※)令和5年度分は改正条例を施行した令和5年10月以降の相談事例